

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり武力攻撃事態^(注)及び緊急対処事態^(注)を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、次の事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

着上陸^(注)侵攻

ゲリラ^(注)や特殊部隊^(注)による攻撃

弾道ミサイル^(注)攻撃

航空^(注)攻撃

これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC^(注)攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針^(注)に記述。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態^(注)として、以下に掲げる事態例を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダム（ため池）の破壊

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

^(注)
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来